

国民年金保険料は前納がお得です

国民年金保険料を納付書で納める場合、4月～翌年3月分の保険料をまとめて払うと割引になる「前納制度」があります。1年分の保険料は毎月1万5590円を納めると18万7080円ですが、1年前納を行うと18万3760円で3320円の割引となります。お得で納め忘れも防げるこの制度を、ぜひご利用ください。

なお、前納用の納付書は4月中旬に日本年金機構から郵送される毎月の納付書に同封されていますので、4月30日（木）の納付期限までに、金融機関またはコンビニエンスストアにて納めてください。

また、4月に国民年金の加入届出をされた方が前納を希望される場合は、届出された窓口へお申し出ください。

▼豊橋年金事務所

☎(0532)33局4111

FAX(0532)33局3411

▼保険年金課

☎23局2149 FAX23局0180

愛知県後期高齢者医療制度の協定保養所利用助成事業

愛知県後期高齢者医療制度被保険

者の皆さんの健康保持・増進を目的に、表にある協定保養所を宿泊利用する場合、1人1泊につき1000円（4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで）を助成します。

利用する場合は、協定保養所へ直接お申し込みください。お申し込みの際に「愛知県後期高齢者医療制度被保険者」であることを伝えてください。宿泊当日に、利用される保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証を提示し、利用カードの交付（押印）を受けると、精算時に通常料金に対し1000円が助成されます。

※詳しくはお問い合わせください。

協定保養所一覧

所在地	協定保養所名	問い合わせ先
犬山市	レイクサイド入鹿	☎(0568)67局3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	☎(0594)42局3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	☎(0562)82局0211
田原市	シーサイド伊良湖	☎(0531)35局1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎(0533)68局4696
豊田市	豊田市百年草	☎(0565)62局0100

大規模な土地取引は届出が必要ですよ

一定面積以上の土地取引を行う場合には、面積などに応じて契約前または契約後に届出をしなければなりません。

契約前に必要な届出

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づくもので、公有地の先行取得を目的とした届出です。

▼対象Ⅱ市街化区域内に属する5000㎡以上の土地の取引 ▼届出する人Ⅱ土地を譲り渡そうとする人 ▼届出時期Ⅱ土地売買契約を行う前（一定期間契約行為が制限されます）

契約後に必要な届出

「国土利用計画法」に基づくもので、地価の高騰などを抑え、土地の適正かつ合理的な利用の促進を目的とした届出です。

▼対象Ⅱ市街化区域に属する2000㎡以上の土地または市街化調整区域に属する5000㎡以上の土地の取引 ▼届出する人Ⅱ土地を譲り受けた人 ▼届出時期Ⅱ土地売買契約後2週間以内

※どちらの届出も、まとまった一体的な土地が対象になります。詳しくはお問い合わせください。

▼街づくり推進課

☎23局3535 FAX22局3811

大規模な開発行為は事前協議が必要です

田原市では、土地の秩序ある利用と保全を図ることを目的として、「田原市土地開発行為に関する指導要綱」を定めています。市内で開発行為を行う場合は、あらかじめ、市との協議が必要になります。

開発行為とは

住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋立てまたは干拓、浚渫、廃棄物の埋立て、そのほか土地の区画形質の変更を指します。

面積要件は

・対象となるのは、開発区域の面積が3000㎡以上1万㎡未満の開発行為です。

・1万㎡以上の場合は、「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」の対象となります。

※詳しくはお問い合わせください。

▼街づくり推進課

☎23局3535 FAX22局3811